

検査の現場から

「審査会における海外検査業務」

審査会は、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性・透明性を高めることを使命としています。私は、そのための業務の一環である国内監査事務所等の検査を行うとともに、外国監査法人等に対する報告徴収・検査も行っています。

ここでは、私がかかわった外国監査法人等に対する検査について紹介しましょう。

審査会では、日本において資金調達等を行う外国会社等の会計監査を実施する外国監査法人等から監査業務に関する情報を収集するとともに、徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について検査により確認する必要があります。

外国監査法人等の検査においては、外国監査法人等が属する国の監査監督当局が存在する関係から、当該当局との間で審査会が実施する検査の実施の可能性等を検討・確認する必要があります。さらに、検査の対象となる外国監査法人等との間で検査実施内容・検査対象事



務所・検査時期等の折衝を行う必要があること、から事前の周到的準備が必要になり、その検討・折衝等の準備に半年以上の時間をかけることとなりました。また、限られた検査人員・検査期間等の関係から、検査対象外国監査法人等と意思疎通を行い、効率的に検査を実施する必要がありました。幸い、周到的事前準備及び関係者の協力の下、無事、予定通り検査を終了することができました。

いま振り返ってみると、準備開始から検査終了までの半年程度、あっという間に過ぎてしまいましたが、その間、精神的・肉体的に厳しいところがあったのは事実です。

以上が私の経験に基づく審査会の業務の一端を紹介しました。審査会では国内業務に限らず国際関連業務にも携わることができ、非常にやりがいのある業務だと感じています。このような審査会の業務に興味を持っていただき、将来的に審査会において皆様の経験を生かし活躍いただけることを期待しています。